



# リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所  
弁護士 福永 晃一  
(兵庫県弁護士会所属)



## 第153回 ネット上への書き込みは自分で削除できない場合がある！？

1 「つい感情的になって、勢いで他人への悪口をネットの掲示板に投稿してしまいました…。その掲示板には削除ボタンがないのですが、相手に気づかれる前にどうにか削除することはできないでしょうか…？」

このようなご相談をいただくことがあります。

ネット上で他人を誹謗中傷する投稿をした場合、たとえその投稿が匿名であったとしても、被害者が発信者情報開示請求をして投稿者を突き止めて損害賠償請求をしたり警察に被害届を出したりすることが可能であるという事は、社会において徐々に常識となりつつあります。最近では、グーグルマップの口コミに一方的な悪評を投稿されたとして、医療法人が発信者情報開示を行った上で投稿者に対する損害賠償請求訴訟を行い、200万円の賠償額が判決で認められたことがニュースとなっていました。

そのため、相談者のように、自分がネット上に投稿した内容について、後から冷静になって振り返ると、他人を傷つけてしまったのではないかと、自分が損害賠償請求を受けたり被害届を出されたりするのではないかと不安になることは起こり得ます。

2 この点、投稿者に削除権限が与えられているSNSやブログなどであれば、自分で削除することができるのですが（ただし、既に被害

者の目に入り、証拠も保存されている可能性はあります）、中には投稿者自身に削除・修正権限が与えられていない掲示板サイトや口コミサイトも存在します。このような場合、投稿者は、サイト管理者に対して直接削除依頼をするほかありません。しかし、法的な投稿の削除請求権は、自らの人格権侵害を根拠とするため、投稿者自身には認められません。

また、サイト管理者に対して削除依頼をするにしても、匿名サイトの場合、自分が書き込んだ本人であることをサイト管理者に対して立証することは非常に難しいです。さらに、サイト管理者に対する削除依頼を弁護士に委任しようにも、名誉毀損罪が成立するような投稿の場合、弁護士が代理して削除依頼する行為自体が証拠隠滅罪に問われるおそれがあるため、弁護士が助力できる範囲も相当限られたものとなります。

3 以上のとおり、自分の投稿であったとしても、投稿したサイトによっては、投稿後に削除することが事実上不可能であることがありますので、投稿内容には細心の注意を払う必要があります。そもそも、ネット上で情報発信するということは、全世界に向けてスピーチをすることとほぼ同じことですので、他人を傷つけたり他人に迷惑をかけたりしない、責任を持った投稿を心掛ける必要があります。